

ソウル釣りクラブ 会則

第1条（名称）

本会は、ソウル釣りクラブと称する。

第2条（目的）

本会は、韓国での釣りを通じて韓国での生活を楽しみ、会員相互の親睦を深め、会員が持つ釣りに関する各種情報を会員相互及び韓国に滞在する釣り好きな人たちに提供することをその目的とする。

第3条（会員）

本会の会員は、ソウル及びその近郊に居住する、本会の目的に賛同するものからなる。

第4条（加入手続き）

会員となることを希望するものは、別途定める加入手続きを経なければならない。

第5条（総会および幹事会）

1. 本会は、その機関として総会および幹事会を有する。
2. 総会は本会会員をもって構成し、幹事会は役員をもって構成する。
3. 総会は1年に1回開催するものとし、また、役員が必要に応じて幹事会を開催するものとする。

第6条（役員）

1. 本会は、会長1名、副会長2名、会計幹事1名、総務幹事1名、および他の幹事若干名を置くものとする。
2. 役員は立候補または会員相互の推薦によって選ばれ、総会で承認されるものとする。

第7条（任期）

1. 役員の前任期は、1年（毎年1月～12月末日）とし、再選を妨げない。
2. 役員が任期途中で本会を退会する場合は、当該役員の前任期の間、他の役員の前互選によって選ばれたものが当該欠員分の役務を兼務するものとする。
3. 前項にかかわらず、上記役務の兼任によるものでは運営が滞るなど重大な影響を受けることが予想される場合には、幹事会での承認をもって、欠員に対して補充を行うことができるものとし、当該補充者の任期は当該役員の前任期の間とする。

第 8 条（活動）

役員は、本会の活動計画を立案、実行し、会員はこれに積極的に参加するものとする。

第 9 条（会計）

本会の会計は、SJC からの補助金、各種行事の際の会員の参加費、及び本会が主催する各種行事への参加者からの参加費、寄付金等をもって運営する。

第 10 条（予算）

会計幹事は総会の開催前に当該年度の予算案を作成し、幹事会での決議を経て総会の承認を得なければならない。

第 11 条（会計監査）

会計幹事は、年 1 回、前年度の経費収支を会長に提出して監査を受け、監査終了後、これを会員に報告するものとする。

第 12 条（退会及び除名）

1. 本会員が退会を希望する場合は、役員にその旨を申し出なければならない。
2. 本会員が、相当の理由無く 1 年以上の期間にわたって本会の活動に参加しない場合は退会したものとみなされる。
3. 会員の言動が他の会員や本会の名誉を著しく傷つけまたは多大な迷惑を及ぼした場合は、幹事会での決議をもって当該会員を除名することができる。

第 13 条（会則の変更）

本会則の変更は、総会の議決によって、出席者の 2/3 以上の賛同をもって成立する。

第 14 条（安全）

会員は活動においては互いに安全に留意しすべて自己責任において行動するものとする。万一の事故の場合でも本会は責任を負わない。

第 15 条（著作権）

ソウル釣りクラブのホームページに掲載される写真及び文章などの著作権は本人及びソウル釣りクラブに帰属するものとする。

付則

本会則は 2006 年 3 月 1 日から発効する。

以上